

令和5年7月27日

## 営繕工事における熱中症対策に係る費用について

営繕工事<sup>※</sup>における熱中症対策に係る費用について、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 対象工事

全ての営繕工事(既契約工事及び入札手続き中の工事を含む)

#### 2 工事費への費用計上の考え方

以前から、一般的な熱中症対策に関する項目(別表参照)は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、以下のような項目を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

(1) 遮光ネット(足場に設置するものに限る)

(2) ドライミスト

(3) 暑さ指数(WBGT値)の計測装置

当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考とし、(1)については直接工事費に計上し、(2)及び(3)については共通仮設費に積み上げ計上する。

※営繕工事：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、解体工事、昇降機設備工事

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目(共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目)

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服

等